

神山町農業委員会

議 事 録

平成28年5月30日開催

神山町農業委員会議事録

平成28年5月30日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（16人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	9番 森本 孝夫	10番 阿部 銀一郎
11番 原田 正信	12番 河野 博行	13番 森 三千子
14番 渡邊 弘幸	15番 岡本 幸子	17番 田中 一重
18番 粟飯原充志		

・欠席委員 8番 森 昌槻 16番 上田 一夫

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 次長 滝上 博文

1. 開会

局長

「それでは定刻より少し早いのですが、只今から農業委員会を開会していただきたいと思えます。本日は、8番森昌槻委員さんと16番上田委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。18名中16名の方に参加をいただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、粟飯原会長にご挨拶をお願いしたいと思えます。」

（粟飯原会長挨拶）

局長

「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いしたいと思えます。」

2. 開会宣言

議長

「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

（午後1時31分）

3. 議事日程報告

議長

「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

日程第6 その他について

議長

「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長

「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。9番森本委員さん、10番阿部委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の滝上次長を指名します。」

5. 議案第11号について

議長

「議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長

「議案書の3ページをご覧ください。」

（議案朗読）

議長

「ありがとうございました。それでは、事務局より受付番号4番と5番について譲受人が同じでありますので一括して説明をお願いいたします。」

局長

「それでは、ご説明をいたします。受付番号4番と5番の譲受人の●●●●さんが畑を購入する案件でございます。まず、受付番号4番についてご説明をいたします。4ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はございません。申請地の場所についてでございますが、5ページに位置図、6ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●で役場の南側約●●mの所に位置しております。」

7ページは現況写真を添付しております。申請地は樹園地として管理されております。次に受付番号5番についてご説明をいたします。13ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。申請地の場所についてでございますが、14ページに位置図、15ページに公図を添付しております。申請地は●●●字●●●で役場の南側約●●●mの所で先ほどの●●●番●●●に隣接しており、16ページに現況写真を添付しております。申請地は一部樹園地として、残りは草刈をして管理されております。次に土地利用計画書以降は同じ説明となりますので、受付番号4番で説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。譲受人●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●●●名で、●●●名が農作業を常時従事しております。経営面積は、田●●●●㎡、畑●●●●㎡でございます。営農計画概要等についてでございますが、主に花木を栽培し出荷しております。取得した農地でも花木を栽培する予定で、以下の項目については記載のとおりでございます。9ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づきご説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の全部効率利用要件についてでございますが、自作地●●●●㎡と借入地●●●●㎡を併せて●●●●㎡でございます。10ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてでございますが、申請地取得後は米、花木、切り花、梅を記載の面積のとおり作付けする予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●●●台、田植機●●●台、バインダー●●●台、トラック●●●台、ハーベスター●●●台でございます。世帯で農作業に従事する者は●●●名で、農作業歴は夫が●●●年と妻が●●●年でございます。住所地から申請地までの通作距離は約●●●●mで、現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えられます。次に10ページの下段に記載のある地域との調和要件についてでございますが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。11ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてでございますが、世帯の年間従事日数は本人●●●●日、妻●●●●日の合計●●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●●日を満たしておりますので問題ありません。続いて、11ページ中段の下限面積要件についてでございますが、●●●さんの現在耕作している自作地は●●●●㎡で、今回本件で取得する2件の●●●●筆で●●●●㎡を併せて●●●●㎡で神山町の下限面積3,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。12ページには譲受人の●●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号4番と5番の説明は以上となります。

議長

「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中久委員

「この件についてご説明させていただきます。5月18日に現地へ相原課長さん、

滝上さんと3人で行きました。●●さんは非常に見たとおり経営面積非常に広く、借入地も多いんですが、全て回ってみて、完全に管理はされておりまして何ら問題はないものと思っております。また、今度名義が変わっても、今自分の耕作地と近いんで、何ら問題なく耕作できるものと思われまますので、よろしくお願ひいたします。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第11号受付番号4番、5番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決しました。」

6. 議案第12号について

議長

「議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長

「議案書の22ページをお願いいたします。」

(議案朗読)

議長

「ありがとうございました。それでは、事務局より受付番号1番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、ご説明をいたします。本件は譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●●●さんで、本来、●●さんが太陽光発電設備をする計画でございましたが、実施できないため●●さんが権利を取得して太陽光発電施設に転用するものでございます。

議案書の23ページ・24ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はございません。25ページには位置図、26ページに公図を添付しております。申請地は神領字本野間で役場の南側約●●mの所に位置しており、27ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されております。28ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等につきましては先に説明したとおりでございます。2の申請地を選んだ理由は、現所有者が太陽光発電設備を設置する計画を進めておりましたが断念したため、譲受人が継続して設置するものでございます。3の転用計画の概要につきましては、土

地全体の80%位に太陽光パネルを設置し、周囲をフェンスで囲い、雨水排水のため自然排水用の溝を整備いたします。29ページは土地利用計画図兼断面図を添付しております。30ページは再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知書です。31ページは太陽光発電の設置に伴う系統関係および電力受給契約申込書でございます。32ページから35ページは見積書で、36ページから39ページは資金証明を添付しています。必要資金以上の自己資金を確保しており問題はございません。40ページは土地売買契約書を41ページには同意書を添付しております。受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長

「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中久委員

「この件も同じ●●さんの案件でございますが、この●●●の●は周辺に建物等も無く、排水路も水路まで皆自分の土地を通るということで、他に影響はないものと思われまますので、よろしくをお願いいたします。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第12号受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決しました。」

7. 議案第13号について

議長

「議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「議案書42ページをお願いいたします。(議案内容を朗読)」

局長

「次に議案書の43ページ、44ページをご覧ください。

(内容について朗読)

それでは新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号1についてご説明をいたします。借人の●●●●●さんの現在の経営面積は●●●㎡で、今回利用権を設定する●筆●●●㎡ではシキミを栽培する予定でございます。世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は作業用軽自動車●台、トラクター●台、草刈り機●台、動力噴霧器●台、運搬機●台でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。」

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第13号について説明をいただきました。議案第13号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑がないようでありますので、議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長

「異議がないので議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

8. 議案第14号について

議長

「議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長

「議案書45ページをお願いいたします。（議案内容を朗読）」

局長

「次に議案書の46ページから47ページをお願いいたします。」

(内容について朗読)

議長

「ありがとうございました。ただいま議案第14号について事務局に説明をいただきました。議案第14号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長

「質疑ありませんので、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）については、原案どおり決することに異議ありませんか。」

（異議なしの声）

議長

「異議がないので、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

9. その他について

- 新たな農業委員会制度が始まります！のパンフレットの説明
- 利用意向調査について
- 新農業委員会体制の協議 等

議長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

（閉会時刻 午後2時16分）

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

9 番委員

10番委員